
令和3年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和3年12月17日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和3年12月17日 午後2時00分開議

- 日程第1 議案第71号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第72号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第73号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第75号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第83号 高千穂町公の施設等指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第84号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第8 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第71号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第2 議案第72号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第73号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第75号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第83号 高千穂町公の施設等指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第84号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第8 議員派遣について
-

出席議員(13名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 藤田 利廣議員 | 2番 田中 義了議員 |
| 3番 佐藤さつき議員 | 5番 板倉 哲男議員 |
| 6番 磯貝 助夫議員 | 7番 本願 和茂議員 |
| 8番 中島 早苗議員 | 9番 馬原 英治議員 |

10番 坂本 弘明議員

11番 工藤 博志議員

12番 富高健一郎議員

13番 富高 友子議員

14番 佐藤 定信議員

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 南條 良夫

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	戸敷 二郎	総務課長	……………	佐藤 英次
財政課長	……………	興梠 貴俊	総合政策課長	……………	戸高 雄司
税務課長	……………	林 謙一	町民生活課長	……………	甲斐 利一
企画観光課長	……………	山下 正弘	福祉保険課長	……………	有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長	……………			……………	興梠 晶彦
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………			……………	河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

午後2時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、こんにちは。御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案第71号

日程第2. 議案第72号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、議案第71号及び日程第2、議案第72号の2件を一括議題とします。

初めに、この議案2件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲男議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 第4回高千穂町議会定例会、本会議2日目に総務産業常任委員会へ付託されました議案2件について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査は、12月9日の1日間で主管課長及び担当職員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第71号高千穂町税条例の一部改正についてです。

改正の内容は、所得税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものです。

法改正により、独立行政法人や公益財団法人、社会福祉法人といった特定公益増進法人等に対する寄附金制度において、寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲が見直され、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金等が除外されました。

そのため、高千穂町税条例においても、個人町民税の寄附金税額控除について、このような寄附金を税額控除の対象外とするものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、町内で特定公益増進法人等に対する寄附金の税額控除は年間で何件ほどあるのか。

答弁、7人程度で、ふるさと納税と比べると多くはありません。

質疑、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金等を税額控除の対象外とする改正は、全国で同様に行われているのか。

答弁、全国同様です。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

南平団地建て替え工事が令和2年度に完了し、今年度は旧住宅2棟の解体工事が完了しました。それに伴い、本条例の別表から、旧住宅2棟6戸を削除するものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、空き地となった土地はどのように活用するのか。

答弁、公共工事などで移転が必要になる方のために確保しておくつもりです。

質疑、今の空き地に、普通の一戸建て住宅は何軒ぐらいが建つのか。

答弁、4軒ぐらいは建てられると思います。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案2件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号、72号の討論、採決を行います。

議案第71号高千穂町税条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第71号に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第71号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第72号に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第72号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第73号

日程第4. 議案第75号

日程第5. 議案第83号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、議案第73号から日程第5、議案第83号までの3件を一括議題とします。

初めに、この議案3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（磯貝 助夫議員） 第4回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された保健センター所管1件、福祉保険課所管2件の計3件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

保健センター所管。

議案第75号高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

条例の別表に、「予防接種健康被害調査委員 日額15,000円」を追加するものです。

高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例に調査委員は設置していたが、新型コロナワクチン接種後に体調不良者が発生し、接種との関連性や原因を調査する必要性が出てきたため、改めて本条例に追加したとの説明を受けました。

質疑、新型コロナワクチン接種以外の予防接種も調査に当たるのか。

答弁、他の予防接種も調査する。

質疑、調査委員の構成は。

答弁、町長及び県知事が推薦する医師、医師会の代表、保健所長、町病院の先生など5名である。

委員会から3回目のワクチン接種で、健康被害が発生した場合の万全な対処を要望しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

福祉保険課所管。

議案第73号高千穂町国民健康保険条例の一部改正について。

出産育児一時金等に関する改正であり、対象児1人当たり42万円の支給額に変更はなく、その額の構成内容が変わる。

現在の構成は、産科医療補償制度掛金1万6,000円と出産育児一時金40万4,000円を合わせて42万円であるが、令和4年1月1日より産科医療補償制度の掛金が改正され1万2,000円となり、4,000円引き下げられる。

国の社会保障審議会医療保険部会において、少子高齢化対策として、出産育児一時金の重要性を踏まえ、42万円を維持するべきであるとされたことから、出産育児一時金を4,000円を引き上げたため同額となる。

また、産科医療補償制度とは、分娩の際に発症した重度脳性麻痺の子どもや家族の経済的負担を補償するとともに、原因を分析し、再発防止に努め、情報の共有と産科医療の質の向上を目的

とした制度であるとの説明を受けました。

質疑、出産育児一時金が4,000円引き上げられるが、どこが負担するのか。

答弁、全体の42万円での負担なので、今回は負担の変更はないが、出産育児一時金の負担割合は、国保税で3分の1、町が3分の2であり、町分は交付税措置されている。

質疑、産科医療補償制度掛金は、なぜ引き下げられるのか。

答弁、産科医療補償制度を運営している公益財団法人日本医療機能評価機構が下げることになったからである。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第83号高千穂町公の施設等指定管理者の指定について。

現在、高千穂町老人福祉館の設置及び管理に関する条例第5条及び高千穂町養護老人ホームときわ園の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、社会福祉協議会が指定管理による運営を行っているが、指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了する。

老人福祉館については、指定管理前から施設の一部に事務所を置いており、適切で柔軟な維持管理が可能であること。

ときわ園については、現在、町が設置者となり指定管理による運営を行っているが、将来は、サービス向上と経営力強化の点から、施設運営者が設置者となることを目標としており、その養護老人ホームの設置者は、地方自治体か社会福祉法人に限られることや、これまでの実績については、適切に人材を確保していることなどから、引き続き社会福祉協議会を指定管理者にしたいと説明を受けました。

質疑、町は施設管理者が設置者になることを望んでいるが、どの状況で可能か。

答弁、施設の改修等が終わり、黒字経営になれば可能である。

質疑、国見ヶ丘病院では、看護師不足で病床数を減らさなければならない状況にあると聞くが、その場合ときわ園に入所できるのか。

答弁、ときわ園は、養護老人ホームであり、入所者の所得制限や自立した生活ができるなどの条件がある。

西臼杵3公立病院の統合再編計画では、五ヶ瀬町立病院が介護医療院になる予定で進められているので、条件が合えば、そちらのほうが可能性が高いと思う。

委員会から、社会福祉協議会は、ときわ園の指定管理を受けて、3年半が経過するが、入居率及びサービス向上に一層の努力をするよう要望した。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告とします。

文教厚生常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号、75号、83号の討論、採決を行います。

議案第73号高千穂町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第73号に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第73号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第75号に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第75号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号高千穂町公の施設等指定管理者の指定についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第83号に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものと

決した旨の報告でありました。

よって、議案第83号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第84号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第6、議案第84号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の提案理由の説明を求めます。

町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、追加上程いたしました議案、補正予算1件について御説明申し上げます。

議案第84号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7,200万円を追加し、歳入歳出の総額を9億9,783万3,000円とするものでございます。

歳入は、民生費、国庫補助金としまして、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億7,200万円、歳出は、民生費、児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金事業1億7,200万円となっております。

本事業は、養育者の年収が960万円未満の世帯の子ども1人当たり10万円を支給するものであります。当初、国は年内に5万円の現金支給を開始し、残り5万円を子育てクーポンにより来年3月をめどに支給する方針でしたが、10万円の一括現金支給も可能となったことから、本町では、一刻も早い対象者への支給と事務の効率化を念頭に、10万円の一括支給を行うものであります。

今回の補正につきましては、本事業のみの補正予算でございます。

7ページ以降の事項別明細書を御参照いただき、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長提案の日程第6、議案第84号の説明が終わりました。ここで、議案熟読のため2時30分まで休憩いたします。

午後2時21分休憩

.....
午後2時28分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第84号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、議案番号並びに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。

先ほど、町長から補正予算の説明があったんですけども、まあ、概要的な説明でした。事前に全協のほうで、もうちょっと詳細な説明が福祉保険課長からあったんですけども、なかなか限られた時間で結構な情報量もあって、1回の説明で十分理解していないところもあるので、もう一度、同じ説明でも結構ですので、事業の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） それでは、先ほどの全協と同じ説明になりますけれど、繰り返して御説明をいたしたいと思います。

まず、事業の目的であります。新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については我が国の宝である子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から児童を養育しているものの年収が所得制限以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり10万円を給付するものであります。

次に、基準日、対象児童の範囲であります。基準日を令和3年9月30日とし、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子どもが対象となります。具体的には、令和3年9月分の児童手当本則給付分の対象者、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生、基準日の翌日から令和4年3月31日までに生まれた新生児になります。

次に、対象児童数であります。中学生以下で公務員分以外の申請不要な児童数が1,010人ほど、高校生分で、基本的には申請が必要な児童数が314人ほど、公務員世帯分で申請が必要な児童数が350人ほど、基準日以降に産まれるだろう新生児分で申請が不要な児童数が26人ほど見込み、合計1,700人を見込んでおります。

次に、予定日などあります。今年の10月に児童手当を受給した中学生以下の児童521世帯、1,009人及び中学生以下の兄弟がいる高校生119人、合計1,128人、全体の68%程度に対し、積極給付、今回はプッシュ型と報道されていますが、そのプッシュ型給付で年内12月24日に10万円を一括給付の予定で、本日関係書類を送付する準備を進めております。

残りの申請が必要な児童に対しましては、年内に関係書類を送付予定であり、口座番号などの申請書類を受付、確認し、随時給付してまいります。

以上、説明を終わります。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ありがとうございます。

今回の給付は、スピード感が大切ということで、中学生以下については児童手当の仕組みを使うということになったというふうに聞いています。まあ、確かにスピード感非常に大切だと思いますし、非常にそれに町の職員の人、答えてくれて本当にうれしく思っております。ただ、そのスピード感も大切なんですけれども、あまりにも、その、事を早く進め過ぎるあまり、本来支援すべき人が支援から漏れてしまうというようなことがあってはならないというふうに思います。例えばなんですけれども、夫婦と妻と子どもがいるような家族があつて、例えば、夫によるDVなどの理由で、まだ離婚はしていないけれども別居している妻と中学生以下の子どもがいたとしましたら、そういうケースは非常にケアが必要なのかなと思っております。要は、そういう場合でも通常、その児童手当対象ということであれば申請不要なんですけど、先ほど言ったような事例になると申請をしない限り、もともとの口座に入り続けると。もし、別居していて実際に違う、生計を分けていても、そういう申請をしなければいけないケースもあるということも聞いています。そうした、ちょっと特殊なケースになるのかもしれないんですが、そうした方は、申請が必要ということで、そうした方への周知をしっかりとする必要があるのであるのかなというふうに思っています。その点、福祉保険課長にお伺いしたいと思っておりますが、そういったちょっと事情があつて申請が必要になるというケースの方について、どのように周知をするお考えなのかお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） お答えいたします。

現在の高千穂町内には、そのDVで世帯を分けて生活されている家庭は今のところありませんけれども、そのような家庭がありましたら、子どもを養育しているほうの親に対し申請書を送りまして、給付する方向で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 今、答弁あつたとおり、そういうケースでも申請をすれば、きちんとそちらに給付がいくようになるんですけど、そういう申請をすればいいという情報がその人に伝わらないとそういう申請をしようということにもならないので、そういうケースの場合は申請してくださいという情報をぜひ町として積極的に発信をしていただきたいというふうに思っております。

次に、所得制限について伺いたいというふうに思います。まあ、その、児童手当も所得制限のある制度なので、おのずとそうなるということも分かるんですけども、まずお伺いしたいのは、町内において、まず、その年内分に支給されるのが1,128人ということだったと思うんです

が、年内分で、所得制限で漏れてしまった人が何世帯何人いたのか、福祉保険課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 所得制限で今回給付の対象とならなかった世帯が14世帯33人の児童になります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） この事業、最初に説明があったとおり子どもたちを支援するというのが目的ということなのですが、子どもたちの支援という観点で所得制限を設けるのはどうなのかという議論も一部にあると思います。所得制限関係なしに全ての子どもたちへ給付するべきではないかという声もありまして、そうした声に応じてといいますか、自治体によっては、自治体独自の財源で所得制限を設けず、対象外となった子どもたちへの給付をしている自治体もあります。今度は町長にお尋ねしたいと思うんですが、今回、この給付金について、国の制度で所得制限により対象外となる子どもたちにも自治体独自の財源で給付するかしないかということを執行部内で、そういう議論があったのかどうか、あるいは、そういう議論全くなく、国から来た事務を粛々と進めているだけなのかお尋ねします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

そういう話題というのは、出なくもなかったですけども、本町といたしましては、国の基準に従って進めていこうという方針で準備を進めてまいりました。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 今の答弁を聞く限り、あまりその辺りの議論は、深い議論になっていなかったのかなという印象を受けました。私は、高千穂町の未来を担う子どもたちに対して、所得に関係なく給付してもいいのではないかなというふうに思っています。児童手当について所得制限があるとはいっても、児童手当も、所得制限以上であっても手当がゼロというわけではなくて、通常1万円とか1万5,000円が児童手当では支給されるんですが、その所得制限を超えている世帯の子供には、特例給付として5,000円が支給されているということになっていると思います。つまり、その通常の半分とか3分の1の額が児童手当では支給されています。そういうことであれば、今回の給付金についても、所得制限を超えたら完全にゼロという制度になっているんですけども、所得制限を超えていても、町独自の財源で、1人当たり10万円とはいかないまでも、例えば、半分の1人当たり5万円とかおおむね3分の1の3万5,000円と

いった支援があってもよかったのではないかなというふうに思っています。先ほど、対象から漏れてしまった人数を聞いたんですが、14世帯で33人が対象外ということです。つまり、もし仮に33人に対して1人当たり10万円を支給しても330万円、1人当たり5万円としても165万円といった金額ですね。もちろんこうした金額は、決して少ない額ではないんですが、それぐらいの300万とかといったぐらいの額なら、何とかその高千穂町独自の財源で支給できるのではないかなというふうに思います。再度、町長にお尋ねしたいと思いますが、高千穂町の未来を担う全ての子どもたちを支援するという目的で、所得制限関係なく町独自で支援ができないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 御質問にお答えいたします。

まあ、確かに児童手当の面からいけば、特例給付ということで、半額ということになっているというふうに認識しております。どうしても、町独自の財源ということになりますと、まあ、議会での議決が必要になるわけでありまして、そういった方向で議論してもいいんじゃないかというふうに御提案をいただいたということであれば、また庁舎内で検討進める余地はあるかなというふうには思います。まあ、何て言いますか、町独自の財源が必要だということでもありますので、そこで、議会の御理解が得られるかどうかということが1番かなというふうに思いますけれども、検討の余地はあるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、検討していただいて、まずは執行部内でこのことについて議論をしていただければいいかなというふうに思います。

続いて、その、今回、要は国の補正予算が決まったことで、いろんな、今回の子育て支援世帯への給付金とかが決まったわけですが、それ以外にも、非課税世帯への1世帯10万円の給付とかもあるんですけども、基本的には、国の考えとしては、該当者からの申請を、基本としては必要としないようなプッシュ型の給付の予算というのが国の予算でついています。ただ、これを実際するには、当然、事務のコストがかかるんですけども、こうした事務コストを削減するために国が、今、進めているのが、マイナンバーカードと銀行口座のひもづけというのを国が進めております。聞いた話では来年の3月頃に、そのマイナンバーカードと口座番号をひもづけるシステムができると。ですので、今後、こうしたプッシュ型の給付をする際には、マイナンバーカードにひもづいた銀行口座に、そのまま直接給付するというようにすれば、事務のコストも下がるというのが、今、国が進めようとしていることで、ただ、これをするには、当然、マイナンバーカードが普及して、かつマイナンバーカードと銀行口座がひもづいていなければならないと

ということになります。そのため、今回、国の補正でマイナポイント事業の第2弾というものも決まっております。内容としては、概要で言うと、最大で2万円分のポイントがつくということで理解しています。第1弾もあったんですけど、第1弾が5,000円分のポイントだったので、非常に大きな金額になったなというふうに思っています。単純に高千穂町の人口が約1万1,000人として、もし、全員がポイント申請すれば、最大で2億2,000万円分のポイントが高千穂町に入ってくるという可能性があるということになります。さらに、自治体によって、上乘せもしていいということになっていまして、その上乘せ分についての財源は、交付税で国が面倒を見ますということになっているそうです。まあ、ちょっと、これ、今、上乘せ分については11月時点での報道を見たので、今の最新の情報じゃないんですが、そういうことだそうです。町として、ぜひ考えていただきたいのは、先ほど言いましたとおり、最大で2億2,000万円分のポイントが、まあ、ポイントという形で国から高千穂町に入ってきたときに、それをいかに高千穂町に落として、町内で循環をするかということです。ですので、私、以前も言っているんですけども、例えば、電子の商品券ですとか、電子の地域通貨といった取組を高千穂町においてもするべきではないかなということを再度提言したいと思います。例えば、延岡市は、「のべおかCOIN」というものがありますし、川南町についても、「T o r o n」という電子地域通貨というものをつくっています。目的としては、先ほど言いましたとおり、地域にお金を落として、地域にお金を循環させるということで、そういった取組をしているわけなんですけど、町長にお尋ねしたいのが、今後、こうした給付金は、マイナンバーカードとひもづいた口座に給付するというのが国の大筋の考えということで、ですので、大前提として、町内のマイナンバーカードの取得率を上げる必要があるということと、先ほど言いましたとおり、最大で2億円相当のポイントが高千穂町に入ってくる可能性もあると、そのポイントを町内にいかに落として、町内で循環させるのかということが非常に大事なのかなというふうに思っています。ですので、お尋ねしたいこととしては、本町もそういう川南のように電子地域通貨の取組をするべきではないかなということを思っていますが、町長のお考えをお教えください。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 地域通貨、ポイントのいろんな町内のお店で使えるということについては、今、具体的な提案を受けており、検討を実はしておりますので、ただ、当初の財源が非常にかかるということで、岸田内閣による次期コロナ対策等の交付金、こういったものを活用して、今、導入ができないかということを考えております。私としては、次年度にむけて、まだ検討中ではありますが、既に町内の大型店舗で導入をされているポイント制度、こういったところが共通している、使えるところがあるということも分かっておりますので、それを町内全域に普及させていくというところ、そして、各個人にそういったポイントカードを支給する、そのと

きに幾らかの使えるポイントを与えつつ配布するということができないかなど。そして、おっしゃったように延岡とか川南とか、そういったところで既にもう導入がされておりますけれども、そういった形でいろんな経済対策が経費をそんなに多くかけずに、しかも、素早く行き渡るようになるということは、実現に向けて具体的に、今、検討を進めておりますので、早い時期にそういったことが実現できるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） このマイナポイント事業の第2弾というのが、もう年明けから始まるということだそうなので、ぜひ町内においても、早急に検討のほうをしていただければと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） 今、板倉議員のほうからいろいろと質問がございまして、そのいわゆる10万円が所得制限があるという話でございまして。まあ、普通の住民から見ると、果たして高額所得者までにそんな平等な配布をせにやいかんかと思っている住民はかなりいると思います。どこかで、制限はせにや、やっぱり私はしたほうがいいと。本来ですと、私は本当に困っている人に、学生に限らず、私はそういう人にやるべきだったんじゃないかなと個人的には思っております。で、住民から見ますと、わあ、あれだけの高額、私たちは高額じゃありませんから分かりませんが、そういった人たちまで本当に必要かと問われたときに、やっぱり住民の方々はちょっと不公平じゃないかと思われる方はかなりおると思うんですよね。その辺の考えですが、まあ、ちょっと難しいかもしれませんが、担当課として、課長はどういうふうに捉えられたか、素直な気持ちをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） この所得制限につきましては、昨年からの給付金を含めて、いろんなところで、ある一定の所得があるところについても等しく給付することについて、本当にそれが平等なのかというお話はよく聞きます。今回の所得制限についても、課内では、どうすべきなのかということも検討はしてみました。やはり、今回は国と同じ考えでやるべきだろうということで、課内のほうではそういう結論に達したところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤定信議員。

○議員（14番 佐藤 定信議員） まあ、これはもう本当、国の決めた事項でございまして、地方としては、それにのっとっていかんやしょうがないと思うんですが、やはり非常にそういつ

たことに対しても、こういったふうに意見が分かれるわけですので、非常に執行部としても、なかなか厳しい立場だと思えますけど、判断に住民の総意の下に決定していただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより、討論、採決を行います。議案第84号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第84号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 閉会中の継続調査の申出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員長、公立病院の広域医療等に関する特別委員長、九州中央自動車道整備促進対策特別委員長より、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出が議長に提出されました。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第8. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から御挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、令和3年第4回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会をいただきました本定例会におきましては、本日の追加上程分を含め、条例案件5件、各会計補正予算8件、その他1件の合計14件の重要案件について、12日間にわたりまして、御審議を頂き、いずれの議案も原案どおりに御承認を頂き、誠にありがとうございました。

本議会におきましても、本町が直面する様々な課題について、多様な視点からの御質問や御提言を頂き、今後の具体的な方策につながる建設的な議論を交わすことができましたこと、大変ありがたく感じた次第でございます。

また、本日追加上程をし、可決を頂きました子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、早急に手続を進め、県内の他市町村に先駆けて支給してまいりたいと考えております。

今後とも、町民目線に立った行政運営に取り組み、子どもからお年寄りまでに優しいまちづくり、全ての世代が地域に自信と誇りを持ち、安全、安心に暮らしていける持続的なまちづくりに取り組んでまいる所存でございます。

さて、いよいよ年末も大詰めとなり、令和3年も残すところあと2週間ほどとなりました。今年、昨年の町政施行100周年から、新たな一步を踏み出す年として、様々なイベントも企画をし、活気を取り戻す年にと考えておりましたが、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、多くの制約を強いられる1年となりました。

そのような中に、秋以降はある程度収束の兆しが見え始め、観光客も戻り始めたことは、来年に向けた希望につながるものと思います。

来る2022年は、さらにコロナ禍の状況が落ち着き、以前のような日常が戻り、本町飛躍の年になることを願います。

結びに、議員各位におかれましては、寒さも厳しさを増し、年の瀬の慌ただしい時期ともなりますので、体調管理に御留意の上、御自愛をいただきながら、本町発展のため、御尽力、また、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月6日から本日までの12日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜わり、厚

く御礼を申し上げます。

また、町長をはじめ、施行部の皆様には、各定例会で懇切丁寧な答弁をいただき、心からお礼を申し上げます。

今年一年を顧みますと、コロナウイルス感染症のため、多くの行事が中止、縮小され、人とのつながりの大切さを改めて認識した1年であったと実感しております。

人口減少問題等、町村を取り巻く情勢は非常に厳しい状況にありますが、議員各位並びに執行部各位ともに、町政発展になお一層の御尽力をお願いします。

来る年が、高千穂町、そして皆様にとってすばらしい1年となりますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和3年第4回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時59分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員